

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」規則外様式 改定後

規則外様式第 5 号（第 14 条）

（第 1 面）

開発事業計画書の見解に対する再意見書

開発事業計画書の事業者の見解に対する再意見につきましては、第 2 面に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第 14 条の規定により行われるものであり、この意見書は横浜市を経由して、開発事業者に送付されます。

氏 名		
住 所		
開 発 事 業 計 画 の 概 要	開発事業者名	
	開発事業区域に含まれる 土地の地名地番	
	開発事業計画番号	第 開 計 号
	説明を受けた日	年 月 日

＜再意見書の提出先及び提出方法＞

この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。

開発事業	担当部署	住所	電話番号
大規模な共同住宅の建築 （第 2 条第 2 号ア、ウ及びオに該当しない同号イ）	建築局 中高層調整課	〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JN ビル 14 階	671-□2350・□2351
市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JN ビル 6 階	671-□4515・□4516 □4517・□4518
市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当		671-□4521・□4522

(第2面)

説明項目		該当 項目	開発事業者の見解に対するご意見
大項目	小項目		
土地の利用計画	開発事業区域の設定	☐	
	車・人の出入り	☐	
	ゴミ置き場	☐	
	敷地内の緑化	☐	
	道路状,歩道状,自由利用空地	☐	
	開発事業区域の外周の排水計画	☐	
	集会室	☐	
	(その他)	☐	
予定建築物等の計画概要	用途	☐	
	敷地面積	☐	
	戸数	☐	
	階数	☐	
	* 建築面積等	☐	
	* 構造	☐	
	* 高さ	☐	
	(その他)	☐	
公共施設等の整備	道路の計画	☐	
	公園の計画	☐	
	調整池・雨水流出抑制施設	☐	
	(その他)	☐	
宅地造成	切土・盛土の範囲	☐	
	擁壁の位置・高さ	☐	
	擁壁の種類・構造	☐	
	(その他)	☐	
事業スケジュール	予定工期	☐	
開発事業区域における防犯対策	防犯灯等の計画	☐	
開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保		☐	
地域まちづくり計画との整合		☐	
手続の流れ	意見書の提出	☐	
	縦覧期間中の再意見書の提出	☐	